標柱二号から二二八度三八分三九秒一二七・七〇一メートルの地点　三号
標柱三号から一九四度五七分〇六秒一二三・〇六〇メートルの地点　四号
標柱四号から二三九度一〇分五九秒一六八・一三九メートルの地点　五号
標柱五号から三一七度〇〇分四二秒六八・七〇三メートルの地点　六号
標柱六号から四一度〇九分二六秒一三二・六五二メートルの地点　七号
標柱七号から二八度二二分三九秒一八〇・一四八メートルの地点　八号
標柱八号から四三度二一分二六秒一〇九・五一五メートルの地点　九号

二　前沢
　岐阜県中津川市阿木字血洗六八七一番一地内三等三角点血洗を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から五二度一八分三三秒一五一〇・二二五メートルの地点　一号
標柱一号から二一五度一六分五三秒一〇五・四九二メートルの地点　二号
標柱二号から二四七度四八分一五秒一七七・七七五メートルの地点　三号
標柱三号から二三二度二七分一七秒一四〇・三五〇メートルの地点　四号
標柱四号から一八〇度五三分四二秒三〇〇・六一二メートルの地点　五号
標柱五号から二〇九度〇六分二三秒一八九・二一七メートルの地点　六号
標柱六号から二八二度四九分四四秒一二七・八〇九メートルの地点　七号
標柱七号から二〇六度五〇分五五秒一一〇・四六四メートルの地点　八号
標柱八号から二六七度〇七分〇一秒二九・七〇六メートルの地点　九号
標柱九号から三三六度四〇分五二秒一一一・七九五メートルの地点　十号
標柱十号から二九三度二八分二七秒七二・〇五四メートルの地点　十一号
標柱十一号から二〇度四一分〇三秒三三五・一八六メートルの地点　十二号
標柱十二号から五四度三九分二四秒三九三・五八三メートルの地点　十三号
標柱十三号から六一度〇〇分二一秒三〇二・五五〇メートルの地点　十四号

三　深田洞
　岐阜県多治見市平野町四丁目八一番一二九地内四等三角点前山団地を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一九七度二三分三〇秒二九二・七五九メートルの地点　一号
標柱一号から七度〇五分〇三秒三二・五一〇メートルの地点　二号
標柱二号から三七度三〇分二六秒九五・八八七メートルの地点　三号
標柱三号から一二度四一分五二秒五九・九一二メートルの地点　四号
標柱四号から七九度一〇分一四秒二五・三三二メートルの地点　五号
標柱五号から一七四度二八分〇七秒四九・三七六メートルの地点　六号
標柱六号から一九九度三五分〇七秒一三三・四五二メートルの地点　七号
標柱七号から二四一度四一分二六秒四一・五六四メートルの地点　八号

〇国土交通省告示第二百一号

　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号の規定に基づき、耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百九十九号）の一部を次のように改正する。

　　平成二十九年三月二十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

　第一中「これらに類する部分」の下に「（以下「取合い等の部分」という。）」を加え、「当該部分」を「当該取合い等の部分」に改める。

　第二各号列記以外の部分中「定めるもの」の下に「第三号ニに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）」を加え、同第二号中「次に定めるもの」を「次のイ又はロに該当する構造とすること」に改め、同号イ中「とすること。」を削り、同第三号中「次に定めるもの」を「次のイからホまでのいずれかに該当する構造とすること」に改め、同号イ中「とすること。」を削り、同号ロを次のように改める。

ロ　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造

　第一第三号に次のように加える。

ハ　鉄骨を塗厚さが四センチメートル（軽量骨材を用いたものについては三センチメートル）以上の鉄網モルタル、厚さが五センチメートル（軽量骨材を用いたものについては四センチメートル）又は厚さが五センチメートル以上のコンクリートブロック又は厚さが五センチメートル以上のれんが若しくは石で覆ったもの

ニ　鉄骨（断面積（平方ミリメートルで表した面積とする。第四第三号ニにおいて同じ。）を加熱周長（ミリメートルで表した長さとする。第四第三号ニにおいて同じ。）で除した数値が六・七以上のH形鋼並びに鋼材の厚さが九ミリメートル以上の角形鋼管及び円形鋼管に限る。）に次の⑴から⑶までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの

⑴　吹付け厚さが三十五ミリメートル以上の吹付けロックウール（かさ比重が〇・三以上のものに限る。）

⑵　厚さが二十ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が〇・三五以上のものに限る。）に限る。）

⑶　厚さが三十五ミリメートル以上の軽量気泡コンクリートパネル

ホ　鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが五センチメートル以上のもの

　第三第二号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号に次のように加える。

ニ　厚さが百ミリメートル以上の軽量気泡コンクリートパネル

　第四中「定めるもの」の下に「（第三号ニに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）」を加え、同第三号中「ニまで」を「ホまで」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　鉄骨（断面積を加熱周長で除した数値が、上フランジが床スラブに密着した構造で三面から加熱されるものにあっては六・一以上、その他のものにあっては六・七以上のH形鋼に限る。）に第二第三号ニ⑴又は⑵に該当する防火被覆が設けられたもの

　　　附　則

　この告示は、公布の日から施行する。

〇国土交通省告示第二百二号

　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の二の三第一項第一号ロの規定に基づき、主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

　　平成二十九年三月二十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

　第一第一号ハ⑵中「の上に厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボードを」を「を二枚以上」に改める。

　第三中「定めるもの」の下に「（第三号に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）」を加え、同第三号イ中「軽量気泡コンクリートパネル」に改め、同号ロ⑴を次のように改める。

⑴　厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボードを二枚以上張ったもの（その裏側に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）又はグラスウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）を設けたものに限る。）

　第三第三号ロ⑵中「の上に厚さが十二ミリメートル以上の強化せっこうボードを」を「を二枚以上」に改め、同号ロ⑶を次のように改める。

⑶　厚さが十五ミリメートル以上の強化せっこうボード（その裏側に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール又はグラスウールを設けたものに限る。）

　第三第三号ハを削る。